

申請必要書類

※コピーを添付してください

1 に該当する場合(新型コロナウイルス感染症により、死亡又は重篤な傷病を負った)

死亡の場合	死亡診断書(死体検案書)
重篤な傷病を負った場合	医師の診断書 *主たる生計維持者が組合員ではない場合は、以下の書類を追加してください ●組合員及び主たる生計維持者の令和2年度課税証明書 ●世帯全員の住民票(主たる生計維持者が死亡した場合は、住民票除票)

2 に該当する場合(新型コロナウイルス感染症により、収入が10分の3以上減少)

個人事業主・一人親方の場合	●令和2年4月～申請日前月の任意の連続する3ヵ月の帳簿等 ※帳簿等は、年月、取引日付、取引内容、売り上げ金額、月ごとの合計、及び組合員の事業所名又は個人名のもの ●令和元年分の確定申告書(税務署の收受印又はe-taxの受付番号があるもの) ※収入記載のない確定申告書は収支内訳書を追加してください
法人事業主・役員又は従業員の場合	●令和2年4月～申請日前月の任意の連続する3ヵ月の給与明細書 ※法人事業主・役員の方は株主総会の議事録を追加してください ●令和元年分の源泉徴収票
共通	●保険金等の補填がある場合は金額がわかるもの

2 の収入減少が30%以上となる要件

令和2年の事業収入、不動産収入、又は給与収入(以下「事業収入等」という)の**いずれかの収入が前年比で30%以上減少**が見込まれる場合となります。

※下記の計算方法により、(ア)÷(イ)が0.7以下となった場合が対象
(ア)：事業収入等の3ヵ月の合計 × 4
(イ)：令和元年の事業収入等

(注1)：確定申告書に税務署の收受印等がない場合は、税務署へ開示請求により取得してください。

(注2)：保険金等(国や都県からの給付金を除く)により補填される金額がある場合は、減少幅から控除します。

本減免に関するお問い合わせ

埼玉土建国保組合

〒336-0031

埼玉県さいたま市南区鹿手袋 6-18-12

TEL: (8月31日まで) 048-836-6158

(受付時間 平日9時30分～16時30分)

(9月1日から) 048-864-4381

ホームページにも関連情報を掲載しております。

埼玉土建国保組合

検索

